

## 完納証明書 必要書類等

申請者	必要書類等
納税義務者【個人】 ※生計を一にする同居の親族を含む。	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の本人確認書類※ <sup>1</sup> (3)証明手数料(1通450円)
納税義務者【法人】 ※代表者が来庁	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)代表者の本人確認書類※ <sup>1</sup> (3)証明手数料(1通450円)
納税義務者【法人】 ※従業員等が来庁	(1)申請書(委任状欄に記載が必要です※ <sup>2</sup> ) (2)申請者(従業員等)の本人確認書類※ <sup>1</sup> (3)証明手数料(1通450円)
代理人【個人】	(1)申請書(委任状欄に記載が必要です※ <sup>3</sup> ) (2)申請者の本人確認書類※ <sup>1</sup> (3)証明手数料(1通450円)
代理人【法人】 ※納税義務者等が法人に委任し、当該法人の従業員等が来庁	(1)納税義務者等から法人への委任状原本 (2)申請書(委任状欄に、委任を受けた法人の記載が必要です※ <sup>2</sup> ) (3)申請者(従業員等)の本人確認書類※ <sup>1</sup> (4)証明手数料(1通450円)
代理人【司法書士等事務所】 ※納税義務者等が司法書士等の事務所に委任し、当該事務所の事務員等が来庁	(1)納税義務者等から司法書士等への委任状原本 (2)申請書(委任状欄に、委任を受けた司法書士等の記載が必要です※ <sup>4</sup> ) (3)申請者(事務員等)の本人確認書類※ <sup>1</sup> (4)証明手数料(1通450円) ※以下の申請もご確認いただき、各必要書類を添付してください。
相続人	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の本人確認書類※ <sup>1</sup> (3)所有者の死亡・相続関係が確認できる書類※ <sup>5</sup> (戸籍謄本・遺産分割協議書等) (4)証明手数料(1通450円)
相続財産管理人	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の本人確認書類※ <sup>1</sup> (3)相続財産管理人に選任されたことが確認できる書類※ <sup>5</sup> (相続財産管理人選任の審判書謄本等) (4)証明手数料(1通450円)
包括受遺者・ 遺言執行者	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の本人確認書類※ <sup>1</sup> (3)遺言書(公正証書によらない場合は、遺言書情報証明書 又は 家庭裁判所の発行する検認済証明書も必要。)※ <sup>5</sup> (4)遺言執行者選任審判書(家庭裁判所から選任された場合のみ) (5)証明手数料(1通450円)
納税管理人	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の本人確認書類※ <sup>1</sup> (3)証明手数料(1通450円)

## 完納証明書 必要書類等

申請者	必要書類等
成年後見人	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の本人確認書類※ <sup>1</sup> (3)登記事項証明書 又は 家庭裁判所の発行する審判書謄本及び審判の確定証明書 (4)証明手数料(1通450円)
保佐人、補助人	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の本人確認書類※ <sup>1</sup> (3)登記事項証明書 又は 家庭裁判所の発行する審判書謄本及び審判の確定証明書 ※「代理権の範囲」に証明書の請求権の記載があるものに限る。 (4)証明手数料(1通450円)
破産管財人、精算人等の 法定代理人	(1)申請書(窓口にも備え置いてあります) (2)申請者の本人確認書類※ <sup>1</sup> (3)選任されたことを明らかにできる書類 例)選任を証する裁判所からの書面 資格証明書 登記事項証明書 (4)証明手数料(1通450円)

※1:運転免許証、マイナンバー(個人番号)カード、パスポート、身体障害者手帳、健康保険の被保険者証 など

※2:申請書の委任状欄は、別途委任状(法人から従業員へ)の添付がある場合は、記載不要です。

※3:申請書の委任状欄は、別途委任状の添付がある場合は、記載不要です。

※4:申請書の委任状欄は、補助者証、事務員証又は使用者である旨を記載した文書(使用者差向書)の添付がある場合は、記載不要です。

※5:既に釧路市に届出等をしており、釧路市でその内容が確認できる場合は、不要です。